

釧路市地域優良賃貸住宅「わかくさ」

【入居者募集要領】



【所在地】 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 6 丁目 2 番 15 - 111~144 号

- この募集要領をよくお読みになり、お申し込みください。
- 入居希望者が募集戸数を上回ったときは、抽選により入居者を決定します。あらかじめご了解ください。
- お問い合わせ先
釧路市阿寒町中央 1 丁目 4 番 1 号
釧路市役所 都市整備部阿寒建設課（阿寒町行政センター内）
TEL 0 1 5 4 - 6 4 - 6 1 9 1

1 はじめに・・・

この住宅は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく中堅所得者向けの「地域優良賃貸住宅」です。

申込みに際しては世帯の所得要件等があります。(下記「入居者資格」をご覧ください。)

2 住宅の概要

- ・鉄筋コンクリート造4階建て 16戸

間取り	家賃(月額)	設備・共同施設
2DK(8戸)	61,000円	キッチン(200V配線)・ユニットバス・洗面化粧台・水洗トイレ・石油給湯器・ロスナイ(24時間熱交換換気システム)・190ℓ灯油タンク・エアコン用200V配線・エレベーター・外部物置・駐輪場・駐車場(有料)
2LDK(8戸)	71,000円	

- ・灯油暖房機はFF式のみ使用可能です。(煙突式は使用できません。)
- ・ガスコンロやクッキングヒーターは備えておりません。入居者ご自身でご用意ください。
- ・キッチン及びエアコン用200V配線有・・・ガスコンロ以外にIHクッキングヒーター等が使用できます。
- ・エアコンを設置する場合は、模様替申請が必要です。

3 入居者(申込み)資格

- ・世帯の所得月額が158,000円以上387,000円以下であること。(釧路市営住宅条例第29条のあつせんを受けた場合は487,000円以下、ただし、所得月額が158,000円以下のものであっても、今後この所得基準に該当することが見込まれるものについては、該当するものとみなします。)
- ・釧路市に住所または勤務先を有すること。(有することとなるものも含まれます。)
- ・入居する方全員が市町村民税および市営住宅等家賃を滞納していないこと。
- ・同居しようとするものがある場合は、同居しようとするものが親族であること。
- ・入居しようとするもの全員の中に暴力団員がいないこと。

【参考】所得月額の算出方法・・・(世帯の所得額合計－世帯の控除額合計)÷12

	基準所得月額 158,000円～387,000円	
	年間所得(円)	年間収入(円)
単身世帯	1,997,600～4,744,000	2,968,000～6,483,999
2人世帯	2,378,400～5,124,011	3,512,000～6,915,568
3人世帯	2,756,800～5,504,011	3,996,000～7,337,791
4人世帯	3,137,600～5,884,011	4,472,000～7,760,013

※世帯の所得等の状況により算出方法が異なります。詳細はお問い合わせください。

4 申込みに必要なもの

- ・入居申込書（受付会場に備えてあります。）
- ・収入を証する書類・・・申込み時点で最新の確定申告書の写しや源泉徴収票など（入居しようとするもの全員分）
- ・印鑑（スタンプ印は除く）

上記のほか、釧路市外居住者の方は住民票・納税（完納）証明書が必要となります。

5 入居に関して

- ・入居の手続（請書提出・敷金納入）は、入居決定の日から15日以内に行っていただきます。
- ・入居（引っ越し）は、入居可能日から7日以内に行っていただきます。
- ・敷金は家賃の2か月分を納入していただきます。
- ・釧路市内に住所を有する連帯保証人（入居申込者と同等以上の資力があるもの）の選任が必要となります。
- ・家賃のほかに、共同電気料（階段や廊下・エレベーター・給水設備など共用部分の電気料）を、毎月、納入期限までに支払っていただく必要があります。（未納になると電気・水道が止まる可能性があります。）
- ・駐車場（有料：月額3,130円）は、原則、各戸1台限定となります。
使用申請は、自動車検査証（車検証）の車両使用者が入居名義人または入居の許可を得ている同居人に限ります。（親族来訪や福祉サービス利用等を目的とした使用申請はできません。）
使用料は毎月、納入期限までに納入していただきます。
- ・家具や家電は設置されていません。照明器具や暖房器具は入居者ご自身で用意する必要があります。
- ・犬、猫、鳥などのペットその他動物の飼育は認めていません。また、餌やり等の迷惑行為も禁止します。
- ・釧路市地域優良賃貸住宅条例その他法令を遵守し、市からの指示・命令等に従っていただきます。
- ・住宅を退去されるときは、退去者の費用負担で原状回復していただきます。
（ご自分で原状回復できない場合は、市が代行することも可能ですが、この場合、要する費用は退去者に負担していただきます。）